

山梨県公報

第七百二十一号

平成十八年

十二月十一日

月 曜 日

目次

保安林の指定の解除の予定	八七七
土地改良事業の施行同意	八七七
建築基準法に基づく道路位置指定	八七七
公告	
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定	八七七
開発行為に関する工事の完了について	八八一
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	八八一
正誤	
平成十八年九月二十九日付け号外第五十七号中	八八一
平成十八年十月十九日付け号外第六十二号中	八八三

告示

山梨県告示第六百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十八年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 解除に係る保安林の所在場所
北杜市長坂町白井沢字西下屋敷二三九一
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

山梨県告示第六百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十八年十二月四日に土地改良事業(中道町右左口区土地改良事業)の施行について同意した。

平成十八年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第六百八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く)に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 道路の位置
南アルプス市藤田字双柳二四二〇番六
- 道路の幅員
六・〇メートル
- 道路の延長
三四・三七メートル

公告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成十八年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日

すずき歯科 リニック	甲府市湯田一 丁目一四番八 号	一九三〇一〇三 二六〇	介護予防訪問看 護(みなし)	平成十八年九月 一日
すずき歯科 リニック	甲府市湯田一 丁目一四番八 号	一九三〇一〇三 二六〇	介護予防訪問リ ハビリテーション (みなし)	平成十八年九月 一日
山梨県立あけ ほの医療福祉 センター	韮崎市旭町上 條南割三二五 一番地一	一九三〇九一〇 三八三	訪問看護(みな し)	平成十八年九月 一日
山梨県立あけ ほの医療福祉 センター	韮崎市旭町上 條南割三二五 一番地一	一九三〇九一〇 三八三	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十八年九月 一日
山梨県立あけ ほの医療福祉 センター	韮崎市旭町上 條南割三二五 一番地一	一九三〇九一〇 三八三	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十八年九月 一日
山梨県立あけ ほの医療福祉 センター	韮崎市旭町上 條南割三二五 一番地一	一九三〇九一〇 三八三	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	平成十八年九月 一日
山梨県立あけ ほの医療福祉 センター	韮崎市旭町上 條南割三二五 一番地一	一九三〇九一〇 三八三	介護予防訪問看 護(みなし)	平成十八年九月 一日
山梨県立あけ ほの医療福祉 センター	韮崎市旭町上 條南割三二五 一番地一	一九三〇九一〇 三八三	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	平成十八年九月 一日
さくら調剤薬 局	韮崎市本町三 丁目六番七号 四	一九四〇九一〇 二四一	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十八年九月 一日

さくら調剤薬 局	韮崎市本町三 丁目六番七号 四	一九四〇九一〇 二四一	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	平成十八年九月 一日
デイサービス ともだち	甲府市丸の内 二丁目九番二 八号	一九七〇二〇二 一七二	通所介護	平成十八年九月 一日
有限会社ホリ ステイックケ ア	甲府市青沼三 丁目一八番一 五号	一九七〇二〇二 二四八	福祉用具貸与	平成十八年九月 一日
有限会社ホリ ステイックケ ア	甲府市青沼三 丁目一八番一 五号	一九七〇二〇二 二四八	特定福祉用具販 売	平成十八年九月 一日
有限会社ホリ ステイックケ ア	甲府市青沼三 丁目一八番一 五号	一九七〇二〇二 二四八	居宅介護支援	平成十八年九月 一日
有限会社ホリ ステイックケ ア	甲府市青沼三 丁目一八番一 五号	一九七〇二〇二 二四八	特定介護予防福 祉用具販売	平成十八年九月 一日
有限会社ホリ ステイックケ ア	甲府市青沼三 丁目一八番一 五号	一九七〇二〇二 二四八	介護予防福祉用 具貸与	平成十八年九月 一日
医療法人慶友 会指定介護療 養型医療施設	甲府市城東四 丁目一三番一 五号	一九七〇二〇二 二五五	短期入所療養介 護(みなし)	平成十八年九月 一日
医療法人慶友 会指定介護療 養型医療施設	甲府市城東四 丁目一三番一 五号	一九七〇二〇二 二五五	介護療養型医療 施設	平成十八年九月 一日

特定非営利活動 動法人介護屋 さわみ訪問入 浴介護事業所	西八代郡市川 三郷町黒沢八 八〇番地	一九七〇六〇〇 三四〇	訪問入浴介護	平成十八年九月 一日
特定非営利活 動法人介護屋 さわみ訪問入 浴介護事業所	西八代郡市川 三郷町黒沢八 八〇番地	一九七〇六〇〇 三四〇	介護予防訪問入 浴介護	平成十八年九月 一日
市川三郷町デ イサービスセ ンター	西八代郡市川 三郷町市川大 門四一六番地	一九七〇六〇〇 三六五	通所介護	平成十八年九月 一日
市川三郷町デ イサービスセ ンター	西八代郡市川 三郷町市川大 門四一六番地	一九七〇六〇〇 三六五	介護予防通所介 護	平成十八年九月 一日
昭和介護保険 相談室	中巨摩郡昭和 町上河東五四 〇番地二	一九七〇八〇一 〇一三	居宅介護支援	平成十八年九月 一日
特別養護老人 ホームモリの 郷	都留市与縄字 高卸七一六番 地一	一九七二一〇〇 二一七	介護老人福祉施 設	平成十八年九月 一日
南アルプス市 小笠原介護保 険相談室	南アルプス市 小笠原四〇三 番地一	一九七二六〇〇 五〇五	居宅介護支援	平成十八年九月 一日
南アルプス市 小笠原介護施 設	南アルプス市 小笠原四〇三 番地一	一九七二六〇〇 五一三	短期入所生活介 護	平成十八年九月 一日
南アルプス市	南アルプス市	一九七二六〇〇	介護予防短期入 所	平成十八年九月

小笠原介護施 設	小笠原四〇三 番地一	五一三	所生活介護	一日
南アルプス市 小笠原介護予 防センター	南アルプス市 小笠原四〇三 番地一	一九七二六〇〇 五二一	通所介護	平成十八年九月 一日
南アルプス市 小笠原介護予 防センター	南アルプス市 小笠原四〇三 番地一	一九七二六〇〇 五二一	介護予防通所介 護	平成十八年九月 一日
古屋医院	笛吹市御坂町 夏目原七五〇 番地一	一九七二八〇〇 三二九	短期入所療養介 護(みなし)	平成十八年九月 一日
古屋医院	笛吹市御坂町 夏目原七五〇 番地一	一九七二八〇〇 三二九	介護療養型医療 施設	平成十八年九月 一日
リハセンター きらり	笛吹市春日居 町小松八五五 番地	一九七二八〇〇 三三七	通所リハビリテ ーション	平成十八年九月 一日
リハセンター きらり	笛吹市春日居 町小松八五五 番地	一九七二八〇〇 三三七	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成十八年九月 一日
渡辺歯科医院	富士吉田市下 吉田一〇三一 番地	一九三二二〇〇 五六〇	訪問看護(みな し)	平成十八年九月 二十三日
渡辺歯科医院	富士吉田市下 吉田一〇三一 番地	一九三二二〇〇 五六〇	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十八年九月 二十三日

渡辺歯科医院	富士吉田市下 番地 吉田一〇三二	一九三二二〇〇 五六〇	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十八年九月 二十三日
渡辺歯科医院	富士吉田市下 番地 吉田一〇三一	一九三二二〇〇 五六〇	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十八年九月 二十三日
渡辺歯科医院	富士吉田市下 番地 吉田一〇三一	一九三二二〇〇 五六〇	介護予防訪問看 護（みなし）	平成十八年九月 二十三日
渡辺歯科医院	富士吉田市下 番地 吉田一〇三一	一九三二二〇〇 五六〇	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン（みなし）	平成十八年九月 二十三日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年十二月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇八の八一五、五〇八の八一六、五〇八の八四二、五〇八の八四三、五〇八の八四四、五〇八の八四五、五〇八の八四六、五〇八の八四七、五〇八の八四八、五〇八の八四九及び五〇八の八五〇の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡山中湖村平野五百六番地七百四 ふじ企画株式会社 代表取締役 中川和男

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年十二月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市八代町米倉字角田一二二六の一、一二二六の二、一二二六の五、一二二七の一、一二二七の二、一二二七の三、一二二九の一、一二二九の二、一二二九の三、一二三〇の一、一二三〇の二、一二三〇の三、一二三四の一、一二三四の二、一二三四の三、一二三五の三の一部、一二六〇の一、一二六〇の二、一二六〇の三の一部、一二六〇の四、一二六〇の五及び一二六〇の六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

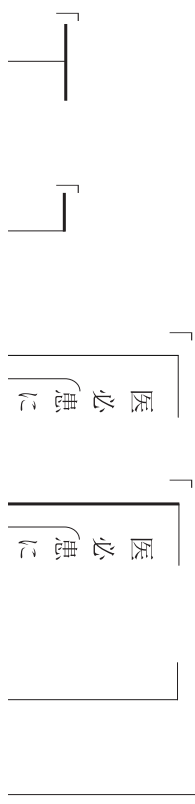
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市八代町南二千二百十番一 株式会社エスワイ精機 代表取締役 窪田清

正 誤

平成十八年九月二十九日山梨県規則第五十号（山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則等の一部を改正する規則）



ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年十月十九日山梨県教育委員会規則第二十二号（山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則）

上 終わりから十二 第九号 第八号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番